

南海地震対策における南海地震条例の位置づけについて

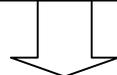
地域防災計画（一般対策編・震災対策編）

災害対策基本法に基づき、地震から県民の生命・身体・財産を保護するための業務に関して、各防災関係機関が総合的かつ計画的に推進するもの。東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による東南海・南海地震防災対策推進計画を含む。



南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み

南海地震に備えるための県の基本的な考え方や当面の取り組みをまとめたもの（毎年度改訂）



各種計画、マニュアル等

予防・応急・復旧・復興の業務を、実効性あるものにするための各種計画、マニュアル、指針、手引き等を作成

- ・高知県災害医療救護計画
- ・アクションプログラム
- ・高知県災害救急医療活動マニュアル
- ・防災学習プログラム
- ・市町村津波避難計画の策定指針など

具体的施策・事業

- 強い揺れから身を守る対策
- ・建築物の耐震化
- ・公共土木施設の耐震化
- 大津波から逃げる対策
- ・避難路、避難場所の整備
- 震災に強い人・地域づくり対策
- ・自助、共助への支援
- ・教育、研修、訓練等の実施
- 総合的な地震防災対策の推進
- ・条例づくり
- など



条例では

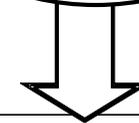
見直し
充実

南海地震条例

（条例に定める内容）

- 県民の皆様の生命に関わること。
- 県、県民、事業者等との役割分担や連携に関すること。
- 県民の皆様、事業者等に役割や理解を求めるもの
- 県民の皆様、事業者等に守っていただきたいこと。

南海地震条例は、県、県民、自主防災組織、事業者など様々な方が、それぞれの立場で主体的に取り組むためのより所となるもの



南海地震による被害の軽減